

食品表示制度について

平成30年 2 月28日

消費者庁食品表示企画課

新たな加工食品の原料原産地表示制度の概要

表示対象加工食品：

国内で製造した全ての加工食品

(ただし、外食、いわゆるインスタ加工等を除く。)

表示対象原材料：

製品に占める重量割合上位1位の原材料

その他：

- 義務表示は、食品の容器包装に表示する。
- 又は表示や大括り表示等をした場合は、インターネットなどにより、自主的に補足的な情報開示に努める。
- 平成29年9月1日施行。平成34年3月まで経過措置期間をおく。

表示方法：

現行同様、国別重量順に表示

例：(A国、B国)
(A国、B国、その他)

実行可能性を踏まえ、認められる条件、誤認防止への対応を定めた上で、以下の規定を導入

又は表示

国別重量順表示を行った場合に、産地切替えなどのために容器包装の変更を生じると見込まれる場合

例：(A国又はB国)
(A国又は国産)
(A国又はB国又はその他)
と表示しても可

過去実績又は計画に基づく表示である旨を付記

大括り表示

例：(輸入)
(輸入、国産)
と表示しても可

国別重量順表示を行った場合に、3以上の外国の産地表示に関して、産地切替えなどのために容器包装の変更が生じると見込まれる場合

大括り表示＋ 又は表示

例：(輸入又は国産)
と表示しても可

過去実績又は計画に基づく表示である旨を付記

「大括り表示」を用いても産地切替えなどのために容器包装の変更が生じると見込まれる場合

中間加工原材料の製造地表示

対象原材料が中間加工原材料である場合

例：(A国製造) (国内製造)

※生鮮原材料まで遡って表示できる事業者は、表示しても可

※製造地表示においても、国別重量順表示を原則としつつ、又は表示など上記の考え方を準用

遺伝子組換え表示

- 遺伝子組換え農作物の安全性には問題がない(食品衛生法)。
- 表示について、平成13年から義務表示制度開始(現在は食品表示法)。
 - ・ 8農産物(※1)及び33加工食品群(※2)が義務表示の対象。
 - ・ 加工後に組み換えられたDNA等が検出できない食品は義務表示の対象外(しょうゆ、植物油等)。

義務表示の例

遺伝子組換え農産物を区別している場合



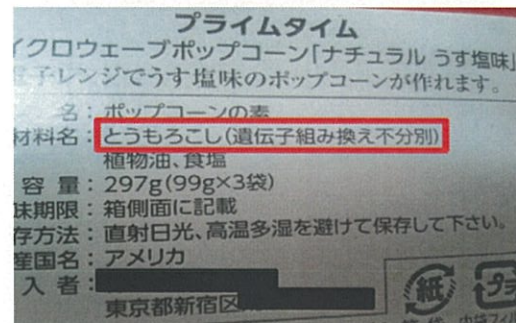
「パパイヤ(遺伝子組換え)」など



遺伝子組換え農産物と遺伝子組換えでない農産物を区別しない(不分別)場合



「とうもろこし(遺伝子組換え不分別)」など



任意表示の例

遺伝子組換えでない農産物を区別している場合(33加工食品群以外の食品であっても同様に表示することが可能)



「大豆(遺伝子組換えでない)」など

名称	こいくちしょうゆ(本醸造)
原材料名	脱脂加工大豆(遺伝子組換えでない)、小麦、食塩、大豆(遺伝子組換えでない)、アルコール
内容量	1000ml
賞味期限	枠外下部に記載
保存方法	直射日光、高温多湿を避け、常温で保存
販売者	〒115-0045 東京都

※1 大豆、とうもろこし、ばれいしょ、アルファルファ、てん菜、なたね、綿実、パパイヤ。
現在、日本国内において、食用栽培はない。

※2 加工後に組み換えられたDNA等が検出できる食品(豆腐、とうもろこし缶詰等)

遺伝子組換え表示制度に関する検討会

経緯

消費者基本計画(平成27年3月24日閣議決定)

新たな食品表示制度について、消費者、事業者等への普及啓発を行い、円滑な施行とその定着を図るとともに、インターネット販売等における食品表示、加工食品の原料原産地表示、食品添加物表示、遺伝子組換え表示の在り方などの個別課題について順次実態を踏まえた検討を行う。

構成員

今村 知明	奈良県立医科大学公衆衛生学講座教授
江口 法生	一般社団法人日本スーパーマーケット協会専務理事
神林 幸宏	全国農業協同組合連合会食品品質表示管理・コンプライアンス部部長
近藤 一成	国立医薬品・食品衛生研究所生化学部部長
澤木 佐重子	公益社団法人全国消費生活相談員協会食の研究会代表
武石 徹	一般財団法人食品産業センター企画調査部部長
立川 雅司	名古屋大学大学院環境学研究科教授
夏目 智子	全国地域婦人団体連絡協議会幹事
松岡 萬里野	一般財団法人日本消費者協会理事長
湯川 剛一郎	東京海洋大学学術研究院 食品生産科学部門 教授 (座長)

遺伝子組換え表示制度に関する検討会

趣旨

遺伝子組換え表示の在り方については、食品表示法の制定過程における「食品表示一元化検討会」において、一元化の機会に検討すべき事項とは別に検討すべき事項と位置付けられ、消費者基本計画(平成27年3月24日閣議決定)においては、インターネット販売等における食品表示や加工食品の原料原産地表示等と共に、個別課題として実態を踏まえた検討を行う事項と整理されている。

遺伝子組換え表示制度は、その導入から約15年が経過しており、この間、遺伝子組換え食品のDNA等に関する分析技術が向上している可能性や、遺伝子組換え農産物の作付面積の増加により流通の実態が変化している可能性がある。

そのため、消費者庁において「遺伝子組換え表示制度に関する検討会」を開催し、自主的かつ合理的な選択の機会の確保を実現するために消費者が求める情報及び遺伝子組換え農産物の流通状況等を踏まえ、今後の遺伝子組換え表示制度の在り方について幅広く検討を行うこととする。

検討項目

- (1) 今後の遺伝子組換え表示の在り方
- (2) その他

※平成29年度末を目途に取りまとめを行う。

検討会スケジュール

これまで9回検討会を開催し各論について議論。平成29年度末までに、報告書を取りまとめる予定。
次回検討会は、平成30年3月14日開催予定。

(参考)これまでの開催実績

平成29年4月26日	第1回	○最近の情勢説明
平成29年6月20日	第2回	○消費者団体等からのヒアリング ・主婦連合会 ・日本生活協同組合連合会 ・日本消費者連盟 ・消費生活コンサルタント
平成29年7月19日	第3回	○事業者等からのヒアリング ・イオンリテール株式会社 ・日清オイリオグループ株式会社 ・日本植物油協会 ・日本醤油協会 ・日清シスコ株式会社
平成29年8月2日	第4回	○事業者等からのヒアリング ・油糧輸出入協議会 ・飼料輸出入協議会 ・三好食品工業株式会社 ・ハウス食品株式会社 ・株式会社ライフコーポレーション
平成29年9月27日	第5回	○検討に当たっての論点を整理 ○各論の議論(表示義務対象範囲)
平成29年11月17日	第6回	○各論の議論(表示の方法)
平成29年12月18日	第7回	○各論の議論(表示の方法)
平成30年1月31日	第8回	○報告書案(たたき台)の議論
平成30年2月16日	第9回	○報告書案(たたき台)の議論

論点の整理

消費者団体や事業者等からのヒアリングにおける意見も踏まえ、第5回検討会で論点を整理。

① 表示義務対象範囲

論点1 表示義務対象品目の検討

論点2 表示義務対象原材料の範囲の検討

② 表示方法

論点3 消費者にとって分かりやすい「遺伝子組換え」及び「遺伝子組換え不分別」表示の検討

論点4 「遺伝子組換えでない」表示をするための要件の検討

食品添加物表示の検討に向けて

現在、食品添加物表示の検討に先立ち、「食品添加物表示制度に係る実態調査事業」を実施している。

目的

食品添加物表示の在り方の検討に当たり、食品表示一元化検討会資料である中間論点整理についての意見募集に寄せられた意見も参考に、食品添加物表示に関する事業者の自主的な取組状況（自社ホームページや二次元コード等による積極的な情報提供）及び海外の食品添加物の表示制度について把握すること。

調査委託先

株式会社インテージリサーチ

調査項目

- ①食品添加物の情報提供に関する調査
- ②海外の食品添加物表示制度に関する調査

調査時期

平成29年度

※調査結果については、平成30年3月末取りまとめ予定。